

住みなれた地域で誰もが安心して充実した生活が送れるように

令和3年度～令和7年度

第9次地域福祉活動計画



令和3年3月策定



社会福祉法人
佐々町社会福祉協議会

はじめに

佐々町社会福祉協議会は、佐々町民の福祉向上を推進するため昭和49年11月に法人設立。以来、地域の多くの皆様方のご支援をいただき地域福祉の推進に努めて参りました。

年号が平成から令和に移り、全国的に私たちが暮らす社会(地域)では、これまでに経験したことが無いほどの少子高齢化と人口減少が進行しています。

増え続ける高齢世帯に潜む「8050問題」、団塊の世代が後期高齢者となる「2040年問題」など深刻な社会問題が山積しています。

また、生活様式や労働環境の変化に伴い、ひきこもりやひとり親世帯の増加・非正規労働者の増加による経済的困窮世帯の増加と子どもの貧困問題など、私たちの身近な地域でも多様で複雑な地域生活課題が顕在化しています。

このような住民が抱える地域生活課題に対し、専門的で重層的な支援、そして住民に寄り添った継続的な支援が求められています。

本活動計画は、本会が取り組むべき事業や福祉活動に関して、中・長期的な視点に立って本会が目指すべき地域福祉のあり方を示すものです。

今後とも町民の皆様をはじめ、行政・医療・教育・福祉等の関係機関、あわせて民生児童委員協議会や老人クラブ連合会・食生活改善推進連絡協議会(みどり会)など各種福祉団体・ボランティア団体等の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本活動計画の策定にご尽力いただきました委員の皆様をはじめ、さまざまなご指導・ご助言をいただいた関係の皆様から心からお礼申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会
会長 大浦春光

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉とは 1
2. 地域福祉活動計画策定の背景と意義 2
3. 地域福祉活動計画の「基本目標」 3
4. 地域福祉活動計画の計画期間 3

第2章 具体的な取組み

第1節 社会福祉協議会の基盤強化

1. 組織基盤の強化 4
2. 財政基盤の強化 5
3. 地域福祉活動の活性化と広がり 6
4. 社会福祉充実計画の推進 8

第2節 高齢者の福祉

1. 健康と生きがいづくり 9
2. 関係団体との連携と協働 10
3. 高齢者の権利擁護 11
4. 介護保険法に基づく介護サービスの充実 12

第3節 障がい者の福祉

1. 障がい者の権利擁護 13
2. 関係団体との連携と協働 14
3. 障害者総合支援法に基づく障害サービスの充実 14

第4節 ひとり親世帯・子どもの福祉

1. 相談支援体制の充実 15
2. 子どもの貧困対策と見守り 15
3. 福祉教育の推進 16

資料編

1. 佐々町の現状と将来推計 17
2. 第9次地域福祉活動計画策定委員会関係 19

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住みなれた地域で年齢や障がいの有無に関係なく安心して安全な暮らしが営めるように、行政や社会福祉協議会、福祉サービスを提供する企業・事業者、ボランティア・NPO法人などがお互いに協力し、さらに、住民自ら地域の福祉課題を「我が事」として考え、解決に向けて一緒に取り組むことです。



社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 地域福祉活動計画策定の背景と意義

少子高齢化が急速に進む現在、地域ではひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が著しく、佐々町においても5年後の令和7年には65歳以上の高齢者が4,000人を超えると推計されています。

また、生活様式や労働環境の変化に伴い、ひきこもりやひとり親世帯の増加・非正規労働者の増加による経済的な困窮、さらには、高齢者や障がい者、児童を対象とした虐待事件など地域が抱える生活課題は多様で複雑・深刻化しています。

これらの地域生活課題に迅速かつ適切に対応していくため、今後、本会が取り組むべき地域福祉活動および関係諸事業の実施等に関して、広く各分野からの専門的な指導・助言等を参考とし、住民の視点に立った中長期的なビジョンとして本活動計画を作成します。

【多様な地域生活課題】



3. 地域福祉活動計画の「基本目標」

I. 安心・安全な地域づくり

- ◆ 誰もが、安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して地域福祉活動の推進に努めます。

II. みんなに優しい仕組みづくり

- ◆ 子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、すべての住民の皆様が充実した生活が送れる仕組み作りに努めます。

III. 信頼される組織づくり

- ◆ 公益性の高い社会福祉法人として、自律的な法人組織の運営と事業の実施、また、財務会計に関する透明性の確保を図り住民から信頼される組織づくりに努めます。

4. 地域福祉活動計画の計画期間

第9次地域福祉活動計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じ見直しを行います。

第2章 具体的な取組み

第1節 社会福祉協議会の基盤強化

1. 組織基盤の強化

(1) 社会福祉法人としてのガバナンス強化

平成28年の社会福祉法の改正により社会福祉法人制度改革が進められ、公益性の高い団体として社会福祉法人の経営・組織に関するガバナンスの強化が定められました。

本会におきましても、理事会・評議員会等の適切な運営と監事による監査、さらには財務会計に関する専門家によるチェック体制の導入など今後より一層、公益性の高い社会福祉法人として自律的な組織づくりに努めます。



(2) 職員体制の充実と資質向上

地域が抱える多様で複雑な生活課題に適切に対応し、問題の解決・緩和に向け住民に寄り添った支援が可能となるよう、職員体制の整備に取り組みます。

また、幅広い知識と豊富な経験を持った職員を育成するため、各種研修会への参加や資格取得の奨励など、職員の資質向上と意識改革に努めます。

最後に、住民一人ひとりから信頼される職員となれるよう、コンプライアンスの徹底に努めます。

2. 財政基盤の強化

(1) 自主財源の確保

社会福祉協議会の財源としては、住民等の会員制度による会費や各種募金・寄付金、行政からの補助金や委託金、介護保険事業による介護報酬などがあげられます。

本会としては、引き続き会員の増強による会費収入の増加や各種募金活動の推進に取り組みます。

あわせて、長崎県や佐々町からの委託事業に関しても新規事業の調査・研究を含めて既存事業の内容充実に努めます。

また、本会の財源の大半を占める介護保険事業収入の増額を図るため、適切な人員体制の整備とサービスの充実、関係医療機関・福祉施設などとの連携に努めます。



(2) 健全な法人運営と透明性の確保

本会が定める定款及び経理規程をはじめとする諸規程の整備と見直しあわせて財務会計に関して税理士などの専門家の活用を図り、健全な法人運営の確立と透明性の確保、関係職員のコンプライアンスの徹底に取り組みます。

また、社会福祉法に定められた方法により事業報告や財務会計に関して適切な情報公開に努めます。



3. 地域福祉活動の活性化と広がり

(1) 地域共生社会の実現に向けて

本会では、平成9年から佐々町の委託事業として「地域デイサービス」事業を行っています。これまでは、主に地域の高齢者を対象として事業を実施してきました。

今後は、国が進める「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、子どもから高齢者・障がいの有無に関わらず、地域の誰もが集える新しい居場所づくりに取り組みます。

また、民生委員児童委員はもとより、地域のアンテナ役として本会が委嘱している福祉協力員、あわせて食生活改善推進連絡協議会(みどり会)等の地域のボランティアとの協働によるネットワークづくりに努めます。

さらに、各種団体の活動推進と発展に寄与できるよう関係機関との連携・協働を進め、次世代を担う新しい人材の発掘と育成に努めます。



(2) 各種募金活動の推進と災害義援金等の募集

社会福祉法第112条に定められた「共同募金」をはじめ、日本赤十字社活動資金などの各種募金、あわせて地震や水害による自然災害にかかる義援金等の募集を行ってきました。

今後も、地域住民から寄せられた「たすけあいの心」を大切に、各種募金活動や災害義援金等の募集に努めます。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業の充実

本会においては、平成27年より長崎県の委託を受け生活困窮者自立相談支援事業に取り組んでいます。

社会・経済の大きな変化の中、地域住民が抱える地域生活課題は多様で複雑・深刻化しています。それら住民が抱える課題を早期に発見、解決・緩和に向け、自ら積極的に地域に出向き相談者に寄り添った伴走型の支援に努めます。

また、長崎県東彼・北松福祉事務所をはじめ佐々町役場住民福祉課や地域包括支援センター、佐々町教育委員会など関係機関・団体との連携を図り、重層的なワンストップ型の支援に努めます。



(4) 災害に備えた助け合いの地域づくり

全国で毎年、多くの自然災害が発生し甚大な被害が出ています。本町でも、今から50年ほど前に大雨による佐々川の氾濫を経験し、多くの住宅や公共施設が被害を受けました。

「いつ・どこで」起きるか分からない自然災害に対し、日ごろの備え、地域での組織づくり、「防災・減災」への意識の醸成に努めます。

また、本町では各町内会を単位とした自主防災組織が全町内会で組織されており今後も、各町内会と連携を図り災害ボランティア研修会の開催など「ともに助け合う地域づくり」に取り組めます。



地域で開催した研修会の様子

事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害ボランティア研修会		→ 研修会等の実施 →			

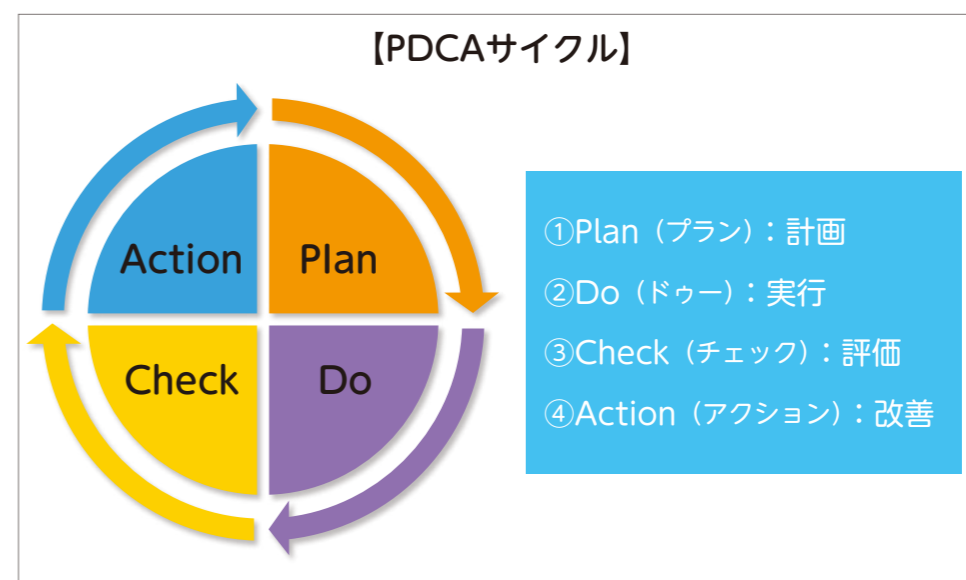
4. 社会福祉充実計画の推進

平成28年に社会福祉法の大きな改正が行われ、社会福祉法人として地域における公益的な取り組みや情報公開に関する事項が定められました。特に、法人が保有する財産から事業継続に必要な財産を控除した再投下可能な財産「社会福祉充実残額」がある法人には、社会福祉充実計画の作成が義務付けられました。

この計画は、法人の既存事業の充実と新規事業の開発・実施、さらに地域のニーズを踏まえた公益的な取り組みを計画的かつ効果的に行うための計画です。

本会でも平成29年より5カ年間の計画を作成、職員の処遇改善や高齢者の外出支援事業などを実施していますが、現在の実施状況から次の5カ年を見据えた社会福祉充実計画の作成も必要となります。

公益性の高い法人として、地域のニーズを再度確認し、現在の計画の評価と見直しを行い「地域における公益的な取り組み」の推進に努めます。



第2節 高齢者の福祉

1. 健康と生きがいがづくり

現在、佐々町の65歳以上の高齢者人口は3,858人で、高齢化率27.5%であり、5年後の令和7年には、4,000人を超えると推計されています。

これからの高齢者は、「支えられる」だけでなく、同時に「支える側」にもなります。

自ら、生きがいを持ち、仲間や地域との繋がりを持ち、健康で元気な高齢者がイキイキと生活できる、安全な地域づくりに努めます。

また、佐々町の中央に位置する佐々町総合福祉センターを中心とした、生きがい活動やふれあい活動への参加促進と、高齢者の外出支援事業にも継続的に取り組めます。



◆ 「高齢者人口と高齢化率」の推移

(少数第2位四捨五入)

項目/年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
65歳以上の高齢者人口	3,437人	3,901人	4,020人	3,980人
高齢化率	25.1%	27.7%	28.3%	27.9%

※佐々町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画より

2. 関係団体との連携と協働

(1) 関係団体との連携・協働事業の推進

本町には「老人クラブ連合会（昭和38年設立）」や在宅での高齢者介護を行う介護者を支援する支援団体として「介護者の会（平成8年設立）」、福祉センターを中心に活動している「元気カフェぷらっと（平成28年設立）」など地域の高齢者が集う団体・支援する団体があります。

本会としては、高齢者関係の各種団体・グループの育成と連携・協働に努め高齢者福祉の充実と「人と人との繋がり・人と地域との繋がり」を醸成する活動に取り組めます。



(2) 世代間交流事業の推進

本会では、「福祉もちつき大会」や「高齢者・小中高校生 囲碁・将棋交流大会」などの世代間交流事業を実施してきました。

令和2年、新型コロナウイルス感染症の流行により国から持続可能な「新しい生活様式」が示されました。



「福祉もちつき大会」の様子

地域の各種行事や事業が中止・縮小されるなか、本会においても新しい生活様式に合わせた、新しい世代間交流事業が実施できるように創意工夫を心がけ、関係機関・団体との連携に努めます。

3. 高齢者の権利擁護

(1) 日常生活自立支援事業の利用促進

令和元年の統計によると日本人の平均寿命は男性が81.4歳・女性が87.4歳となり過去最高を更新。30年前の平成元年からすると男・女とも5歳以上、寿命が伸びています。

高齢者の増加に伴い、痛ましい虐待事件や高齢者を狙った悪質な詐欺事件等が増加しており大きな社会問題となっています。

本会では令和元年8月より長崎県社会福祉協議会から「日常生活自立支援事業」を受託しており、今後も高齢者の金銭管理や福祉サービスの利用手続きなど、高齢者の在宅生活の支援に努めます。

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度～令和7年度
日常生活自立支援事業の受託	受託開始	事業継続	

(2) 成年後見制度の普及・啓発事業の推進

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され地域において本制度の普及・啓発活動と利用促進に関する取り組みが進められています。

本会においても日常生活自立支援事業から本制度へスムーズに移行ができるよう、市民後見人の養成事業など、関係機関・団体が行う各種事業への協力と連携を図り、安全な地域づくりと安心して在宅生活を送れるような仕組みづくりに取り組めます。



4. 介護保険法に基づく介護サービスの充実

平成12年に導入された公的介護保険制度も20年を経過し、高齢者介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着しました。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、国は「地域包括ケアシステム」の整備・強化に取り組んでいます。

佐々町では、いち早く「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み大きな成果を上げています。

本会においても、制度施行当初より訪問介護事業をはじめ介護サービスを実施、高齢者の在宅生活の維持と支援に努めてきました。

また、国が推奨する「地域共生社会の実現」に向け、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進、あわせて行政・医療・福祉など関係機関との連携を図り、すべての高齢者が住みなれた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう適切な介護サービスの提供に努めます。



事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問介護事業	事業継続				
通所介護事業	事業継続				
居宅介護支援事業	事業継続				

第3節 障がい者の福祉

1. 障がい者の権利擁護

(1) 日常生活自立支援事業の利用促進

本会では令和元年8月より長崎県社会福祉協議会から「日常生活自立支援事業」を受託しており、知的または精神に障がいのある方々の日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助・各種行政手続きの同行等を行い障がいのある方々の在宅生活の維持・継続の支援に努めます。



事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度～令和7年度
日常生活自立支援事業の受託	受託開始	事業継続	

(2) 成年後見制度の普及・啓発事業の推進

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され地域において本制度の普及・啓発活動と利用促進に関する取り組みが進められています。

本会では、相談者（障がい者）の状況に応じた支援を心がけ、弁護士・司法書士等の専門家の活用や手続きの同行支援など、相談者に寄り添った支援に努めます。あわせて、関係機関・団体との連携を図り、安全な地域づくりと安心して在宅生活を送れるような仕組みづくりに取り組みます。

2. 関係団体との連携と協働

本町には「佐々町身体障害者福祉協会」や「不登校・ひきこもりの親の会 こもれび」等の当事者組織や障がいのある方々を支援する団体があります。

本会では、各団体への活動資金の助成や勉強会・相談会などの広報・周知活動を行うなど障害の有無に関わらず、だれもが安心して充実した生活を送れるよう各種団体・関係機関との連携に努めます。

また、長崎県が定めた「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知・啓発活動に取り組みます。



3. 障害者総合支援法に基づく障害サービスの充実

平成18年の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行にあわせて、本会では障がいのある方を対象とした、居宅介護事業（ホームヘルパー派遣事業）を実施しています。

今後も、関係法令に沿った適切なサービスの提供と地域における障がい者福祉の充実に努めます。

事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅介護事業		事業継続			

第4節 ひとり親世帯・子どもの福祉

1. 相談支援体制の充実

社会の価値観やライフスタイルの変化に伴い、ひとり親世帯やシングルマザー（未婚の母）が増加し、不安定な就労環境による経済的な貧困、育児・子育ての悩み、地域からの孤立など複雑な問題が生じています。

本会では「総合相談支援センター」を設置しており、特に健康相談センター保健師やスクールソーシャルワーカー等との情報共有を図り、問題を抱える世帯や子どもたちに早期にアプローチし問題の把握と解決に取り組めます。



2. 子どもの貧困対策と見守り

現在、7人に1人が貧困と言われる「子どもの貧困問題」、さらには、親の経済状況がその子どもの将来にも影響を与える「貧困の連鎖」など子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

本会では、長崎県の委託事業として「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」を実施、学習面だけでなく日ごろの生活で必要となる社会性や協調性を育む活動と、進学や就労に関する情報提供など継続的な支援に努めます。

また、幼少期における児童虐待や犯罪等も大きな社会問題となっており貧困だけでなく、子どもの「健全な育ち」を見守るため学校・教育委員会等の関係機関や各種団体との連携を図り、早期発見と地域全体で見守る活動に取り組めます。



事業	平成28年度	令和3年度～令和7年度
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業	長崎県から受託開始	事業継続

3. 福祉教育の推進

全国的に少子・高齢化が進む現在、地域の福祉力を高めるための手段として、小学生や中学生を対象とした福祉教育が推進されています。

佐々小学校および口石小学校の第4学年の総合的な学習の時間では「福祉」の学習に取り組んでいます。

また、近隣の高等学校や大学・短期大学などの学生が介護実習やインターンシップとして本会で体験する機会も増えています。

地域の課題を住民が自ら発見し、解決へ向けて取り組むこと「共助」それは、大人も子どもも同じことです。

本会では、将来、この町の福祉を支える子どもたちに、多様な福祉に関する学習の時間と福祉に接する機会、福祉に関する幅広い情報の提供に努め「人と地域を思いやる心を育む」活動に取り組めます。



事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学生対象福祉スクール		事業継続			
中・高校生対象福祉教室		事業継続			

資料編

〈資料①〉

1. 総人口（年齢別人口）と高齢化率の推移・将来推計（「佐々町高齢者福祉計画」より）

項目	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	14,073人	14,212人	14,272人	14,237人	14,201人
0歳～14歳	2,342人	2,452人	2,409人	2,341人	2,326人
15歳～64歳	7,830人	7,740人	7,883人	8,028人	8,009人
65歳以上	3,901人	4,020人	3,980人	3,868人	3,866人
高齢化率	27.7%	28.3%	27.9%	27.2%	27.2%

※高齢化率は少数第2位以下四捨五入しています。

2. 要介護度別認定者数の推移・将来推計（「佐々町高齢者福祉計画」より）（単位：人）

認定／年	平成30年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
要支援1・2	80	72	78	85	97	98
要介護1	128	117	121	137	148	156
要介護2	85	121	131	140	153	158
要介護3	70	88	98	110	118	121
要介護4	80	86	99	102	114	123
要介護5	71	66	70	75	78	84
合計	514	550	597	649	708	740

※65歳未満の要介護認定者数は、含まれません。

3. 障害者手帳の交付状況

種別	平成29年3月	令和3年1月
身体障害者手帳	556人	576人
療育手帳	109人	116人
精神障害者保健福祉手帳	89人	88人

※全体の数値は大きくは変化ありません。（難病指定による障害者数は含まれません。）

4. 生活保護の状況（「長崎県社会生活統計指標」より）

項目		平成22年度	平成27年度	令和2年12月
被保護実世帯数		142世帯	159世帯	141世帯
	千世帯当たりの被保護実世帯数	佐々町 29.07世帯	31.16世帯	23.23世帯
	長崎県	35.45世帯	39.64世帯	37.68世帯
被保護実人員		195人	227人	195人
	人口千人当たりの被保護実人員	佐々町 14.34人	16.66人	13.83人
	長崎県	19.98人	22.22人	20.66人

※平成22年度および平成27年度の数値は当該年度の「月平均」の数値を表しています。

〈資料②〉

5. 長崎県における児童虐待の状況（長崎県HPの資料より独自に編集・作成）（単位：人）

項目／年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
児童相談所が対応した虐待に関する相談件数	495	665	630	897	1,053

※長崎県（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）の報告では、令和元年度の児童虐待相談対応件数は対応件数は5年前の2倍以上、1,053件となり過去最高となりました。

5-1. 長崎県における被虐待児童の年齢区分（単位：人）

年度／年齢	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13歳以上～
平成30年度 (%)	240 (26.8)	140 (15.6)	163 (18.2)	164 (18.3)	190 (21.1)
令和元年度 (%)	311 (29.5)	208 (19.8)	193 (18.3)	160 (15.2)	181 (17.2)

※令和元年度の報告では0歳から6歳までの未就学児が539件、全体の約50%を占めています。

6. 一般世帯に占めるひとり親世帯の割合と世帯数（第2期さざっ子育成プロジェクトより）

区分／年度	平成17年		平成22年		平成27年	
	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数
佐々町	3.18	151	2.57	125	2.48	126
長崎県	2.13	11,758	2.07	11,532	1.95	10,889
全国	1.71	841,333	1.63	844,661	1.57	838,727

※ひとり親世帯とは、20歳未満の子を持つ母子家庭・父子家庭のことです。

【関係資料等】

- ・第1期佐々町福祉計画
- ・第2期さざっ子育成プロジェクト
- ・佐々町高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画
- ・長崎県社会生活統計指標

◆第9次地域福祉活動計画 策定委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所属団体・役職名等	氏名
1	佐々町役場住民福祉課 課長	今道晋次
2	社会福祉法人佐々町社会福祉協議会 監事	大浦富夫
3	社会福祉法人佐々町社会福祉協議会 理事	大浦春光
4	社会福祉法人さざなみ保育会 理事長	大長光一
5	佐々町食生活改善推進連絡協議会 会長	小林貞代
6	社会福祉法人佐々町社会福祉協議会 監事	土手口正晴
7	社会福祉法人佐々町社会福祉協議会 理事	十時淳
8	佐々町老人クラブ連合会 会長	永石善吾
9	佐々町地域婦人会 理事	古市千鶴子
10	町内会長連絡協議会 会長	松瀬大高
11	佐々町身体障害者福祉協会 会長	松本六一
12	佐々町教育委員会 次長	水本淳一
13	佐々町商工会 会長	森山政幸
14	佐々町民生児童委員協議会 会長	吉永浩樹



◆策定委員会の開催：全3回

- 第1回 令和2年11月24日
- 第2回 令和3年1月26日
- 第3回 令和3年3月2日



策定委員会の様子

◆ 持続可能な地域福祉活動の推進について ◆

我が国では、令和2年当初から「新型コロナウイルス感染症」のまん延により、多くの尊い人命と多額の経済的な損失を受けました。

地域においても高齢者の閉じこもり、不安定な経済状況による生活困窮者の急増など大きな影響が出ています。

国は「新しい生活様式」を提案し、持続可能な社会の在り方を示しました。本会においても、常に創意工夫を心がけ、佐々町における持続可能な「ふくし」の推進に努めます。



長崎県内社協
マスコットキャラクター「いこいちゃん」

社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会

〒857-0312 長崎県北松浦郡佐々町市場免23-1
TEL 0956-63-5900
FAX 0956-63-5100
URL <http://www.sazafukushi.jp/>
Eメール saza@fukushi-net.or.jp



印刷時に有害な廃液が出ない
「水なし印刷」で印刷しています。